

令和4年度 第9回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和4年9月16日(金) 午前10時10分から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事 務 局 長 川 本 晴 彦 次長兼給与課長 前 田 俊 和
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝
係 長 足 立 陽 子 係 長 山 口 玲 夏
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

- 1 条例の改正理由
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
- 2 改正の概要
- (1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、2歳までの育児休業が認められる場合に該当する場合にあっては子が2歳に達する日までに非常勤職員としての任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことを新たに加える。
- (2) 2回の育児休業をすることができることとされたことに伴い、再度の育児休業が取得できる特別の事情のうち、育児休業の終了後3月以上の期間を経過したこととするものを削除する。
- (3) 施行期日は、令和4年10月1日とする。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案)
地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、育児と仕事の両立支援のため、国家公務員に準じて育児休業を柔軟に取得できるようにするものであり、異議はない。

【質疑等】

委員：確認だが、育児休業は男性だけでなく女性も2回取得可能になるということでよいか。

事務局：女性、男性とも同じである。

委員：回数の上限は2回まで、期間の上限は。

事務局：女性、男性とも3歳までである。

委員：実態としては男性が短期間で2回取得という例が多いかもしれないが、人によっては男性が育児休業を取得して女性が働くなど、様々な形があり得る。

事務局：両親が交代で取得することも考えられる。

六 次回人事委員会の開催

令和4年9月22日（木）午前10時00分から開催することとした。